

# 地方財政審議会付議（説明）案件

平成29年6月6日（火）

（案件名）

- ・ ふるさと納税に係る最近の取組（説明案件）

自治税務局 市町村税課  
市川補佐（内26657）

## ふるさと納税の概要について

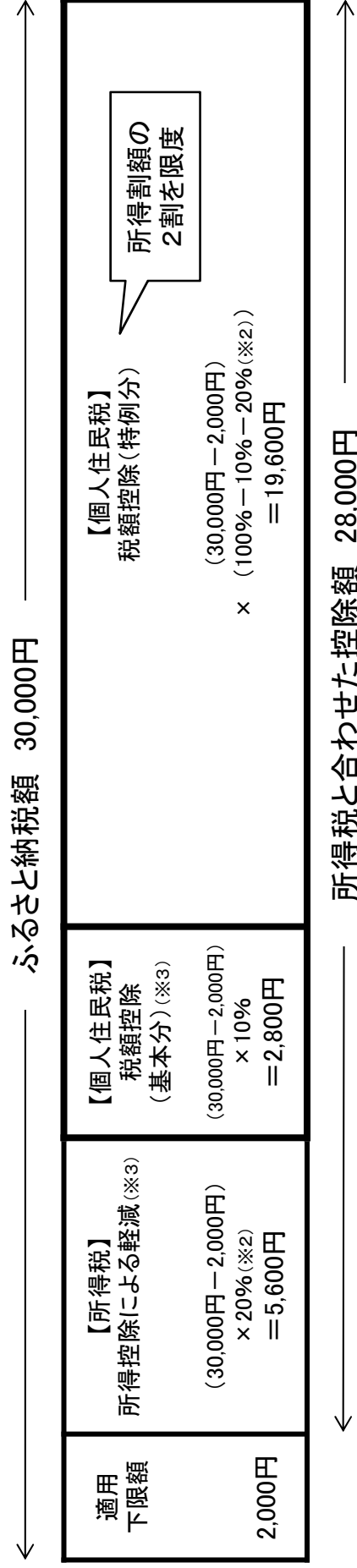
### ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・（ふるさと納税額－2,000円）を所得控除（所得控除額×所得税率<sup>(0～45%※)</sup>）が軽減）
  - ② 個人住民税（基本分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×10%を税額控除
  - ③ 個人住民税（特例分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×（100%－10%（基本分）－所得税率<sup>(0～45%※)</sup>）
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の2割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

### 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



所得割額の  
2割を限度

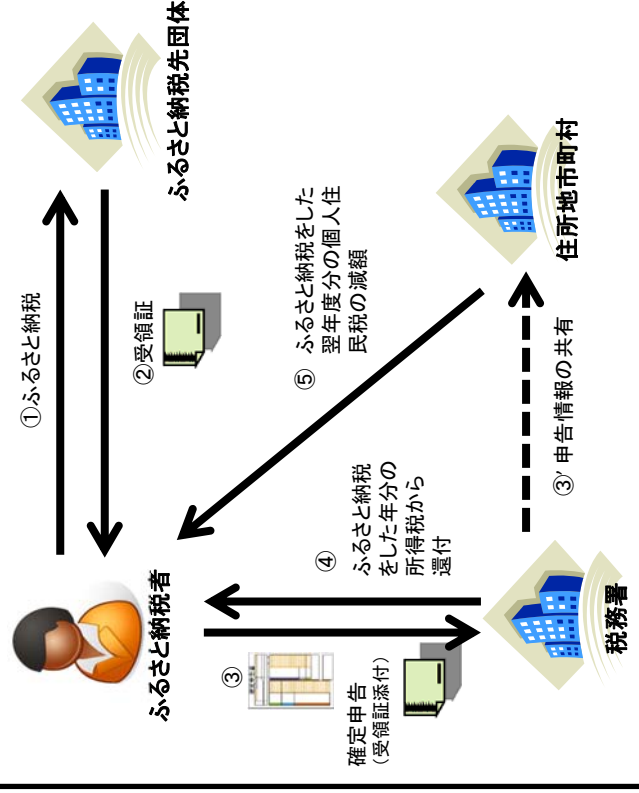
※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体にに対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

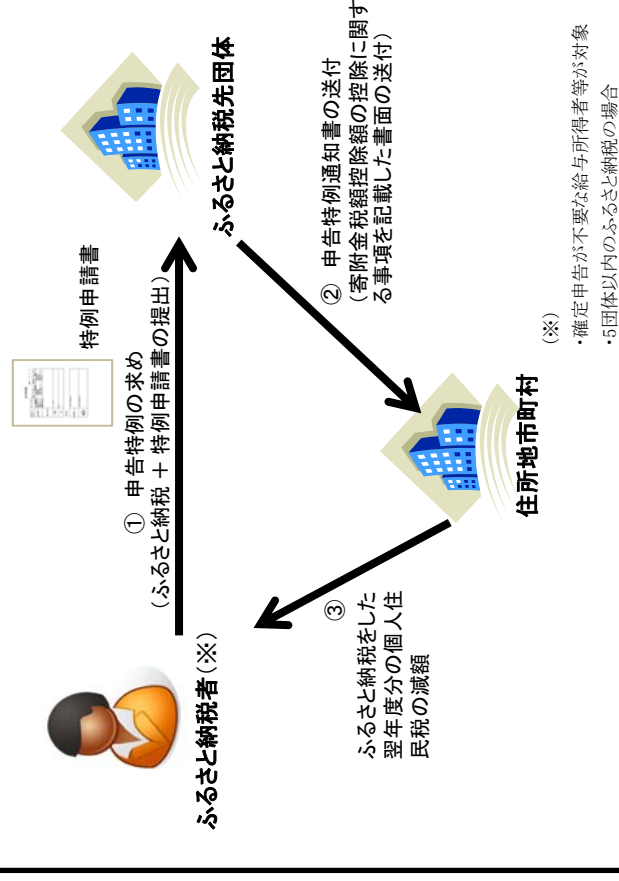
○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例申請書を提出することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)。

- ・ 確定申告を行った場合と基本的に同額が控除される。(本特例が適用される場合は、所得税控除相当額を含め翌年度の個人住民税から控除される。)
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

### 確定申告を行う場合

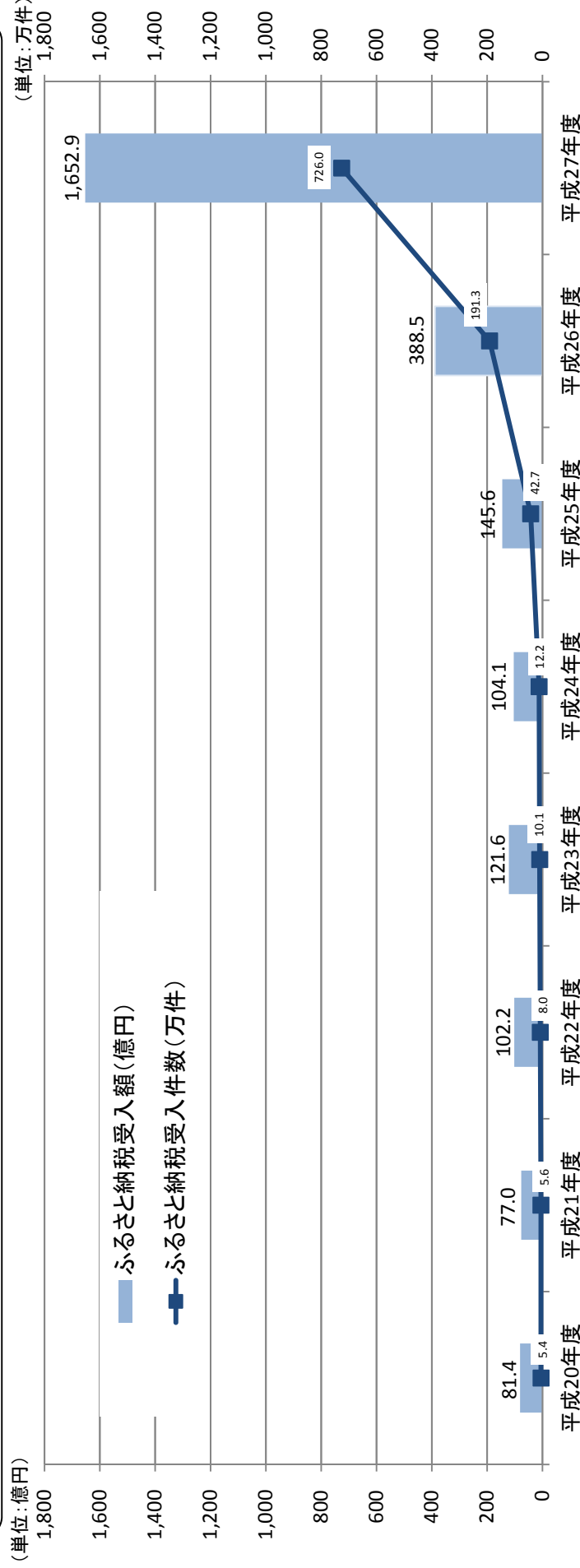


### ワンストップ特例が適用される場合



## ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 平成27年度の実績は、約1,653億円(対前年度比:約4.3倍)、約726万件(同:約3.8倍)。



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)

※ 全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。  
 ※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。  
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。  
 ※ 「平成27年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績(平成27年12月までのデータを回答している地方団体もあり)。

## ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費

○ ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費（平成27年度）の全団体合計額については、下記のとおり。

（単位：百万円）

区分	金額
返礼品の調達に係る費用	63,262
返礼品の送付に係る費用	4,262
ふるさと納税募集の広報に係る費用	1,412
決済等に係る費用 （クレジットカード手数料、金融機関の取 扱い手数料等）	1,810
事務に係る費用その他	8,511
合計	79,258

※ 「返礼品の調達に係る費用」に、広報等を一括で事業者に委託している場合の委託費全体を含めて回答している団体もある。

## 第193回国会における「ふるさと納税」に係る決議

- 持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災への対応に関する件  
(平成29年2月27日 衆議院総務委員会)(抜粋)

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が、必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

(略)

六 ふるさと納税制度に関しては、返礼品をめぐる地方団体間の競争が過度に増していることに鑑み、地方税財政基盤の確立に向けた取組に反するものとならないよう、制度創設時の理念に立ち戻った「ふるさと」への寄附とするため、所要の見直しを行うこと。

(略)

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議

(平成29年3月27日 参議院総務委員会)(抜粋)

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

(略)

七、ふるさと納税制度に関しては、税制を通じて「ふるさと」に貢献するという制度創設時の理念に沿って寄附が行われるよう、所要の見直しを行うこと。

(略)

各 都 道 府 県 知 事            殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

### 第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

#### 1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

#### 2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。



- (3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

### 第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

### 第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

### 第5 個人情報管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

各都道府県総務部長  
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局市町村税課長

### ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する留意事項について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「通知」という。）において、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いしたところです。

通知の中で、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、「金銭類似性の高いもの」及び「資産性の高いもの」について具体的な例示等を追加して明記したところです。

また、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が高いものについては、「第 2 2（2）」において、「返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として 3 割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに 3 割以下とする」ようお願いしておりますが、この事項は、返礼品送付について地方団体間の競争の過熱が指摘される現状において、問題の大きな要因となっていると考えられる、特に返礼割合が高い返礼品を送付している地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであって、返礼品の返礼割合の妥当な水準を 3 割とする趣旨ではありません。

もとより、これまで寄附者に対し、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて謝礼状の送付のみによって謝意を表してきたような地方団体を留意願うべき事項の対象とするものではなく、そのような制度の趣旨に沿った良識ある対応を行っている地方団体におかれては、引き続き制度の健全な発展に向けたご努力をお願いいたします。

なお、基本的事項として、「返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む」よう、通知の「第 1」においてお願いしていることを改めて申し添えます。

また、ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費については、通知の「第 4」において、その支出に当たっての留意事項をお示したところです。

ふるさと納税の募集等に当たっては、同留意事項の他にも、国会における審議等において、特定の事業者が地方団体から返礼品を受注することに、公平性の観点からの指摘がなされています。

各地方団体におかれては、ふるさと納税に係る返礼品の調達に要する経費の支出に当たって、返礼品の送付を通じて地域の特産品の宣伝を行うなど様々な政策上の目的を有する場合であっても、議会や住民に対して説明責任を果たすことができるよう、公正性や透明性の確保に十分配慮しつつ、適切な対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みであるふるさと納税制度については、寄せられた寄附金が子育てや教育、観光、地域産業の振興等に充当されるなど、地方創生を推進する手段として積極的に活用されているところである。

その一方で、過熱する自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題も指摘されており、現在の状況が続けば、制度の存続自体が危惧されるところである。

こうした中、先般、総務大臣から通知がなされたところであるが、本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断により、節度を持って対応していくべきと考える。

ふるさと納税制度は、地方創生を進めるうえにおいても有益な制度であることから、この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存である。

平成 29 年 4 月 12 日

全国市長会  
会長代理 松 浦 正 人

## ふるさと納税に係る返礼品の送付等について (申し合わせ)

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体に対し応援をする気持ちを形にする仕組みとして創設されたものであり、地域活性化や被災地への支援等にも資するものである。

しかしながら、ふるさと納税制度とは別に地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付について、最近では、地方団体間の競争が過熱し、このような状況が続けば、ふるさと納税制度に対する国民の信頼を損うことが懸念されることから、総務大臣は、先般、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とすること等を内容とする大臣通知を各地方団体に発出されたところである。

全国町村会は、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等に繋がる仕組みとして活用していくため、総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせる。

平成 29 年 4 月 26 日

全 国 町 村 会